

第3章 各種資料

1. 委員長談話

(公示日)

本日、第48回衆議院議員総選挙が公示され、来る10月22日に投票が行われます。

選挙は議会制民主主義の根幹をなすものであり、国民が主権者として政治に参加する重要な機会です。

今回の選挙は、昨年、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられてから、はじめての衆議院議員総選挙になります。一部の小選挙区においては、区割りの変更が行われました。

有権者の皆さんにおかれでは、本日から12日間の選挙運動期間を通じて、候補者の政見や政策について十分に検討され、国政を託すべき代表者を選ぶために、積極的に投票されるようお願いします。

また、候補者、政党におかれでは、その政見や政策を十分有権者にわかりやすく訴えられるとともに、選挙のルールを厳守して、明るく、きれいな選挙を実現し、有権者の信頼と期待に応えられますよう切に希望します。

さらに、同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査は、最高裁判所裁判官の任命に関して国民の意思を直接反映させる重要な意義をもつものです。今回の国民審査から、期日前投票の開始時期が、原則として、衆議院議員総選挙の期日前投票の開始時期と同じになります。自らの意志・判断により、厳正な審査をお願いします。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(投票日)

本日は、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

すでに期日前投票制度により投票された方々も多くいらっしゃると存じますが、有権者の多くのさんは、選挙期間中の各候補者や政党の訴えを受け、その内容とご自身の思いを十分に検討されたことと存じます。

選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、私たち国民が政治に参加し、その意思を表示する最も重要かつ基本的な機会です。さらに、選挙は、私たちの暮らしや国の政治の行方を決める上でも、極めて重要な意義を持つものです。

有権者の皆さんにおかれでは、この選挙の意義を十分認識されて、候補者や政党の政見・政策をよく見極め、棄権することなく、投票されますよう切望します。

特に、他の世代に比べ投票率が低い若い世代の皆さんには、主権者の一人であるという自覚をもって、積極的に投票されることを期待します。

また、同時に実施されます最高裁判所裁判官国民審査についても、その制度の趣旨を十分に理解され、併せて投票されるようお願いします。

平成29年10月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

2. 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部声明

来る 10 月 22 日に第 48 回衆議院議員総選挙が執行される予定です。

選挙は、国民が主権者として直接政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、民主政治の基盤をなすものです。そして、民主政治が健全に発展するためには、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、近年の投票率の低迷、とりわけ若年層の投票率が低い水準にあることは憂慮すべきものであり、また、依然として繰り返される選挙違反行為は、誠に遺憾なものです。

今回の選挙は、選挙権年齢が満 18 歳以上へと引き下げられてから、初めての衆議院議員総選挙であり、我が国の将来を担う若者の更なる政治参加を促し、若い世代の声が政治に反映されることが期待されます。

また、今回の総選挙は、少子高齢化が進む今後の我が国の進路や私たちの暮らしのあり方を決める上で極めて重要な意義を持つものであり、国民一人一人に有権者としての高い政治意識に基づく良識ある投票行動が期待されるとともに、選挙違反のないきれいな選挙が行われることが求められています。

そこで、「選挙をきれいにする国民運動福岡県本部」は、今回の衆議院議員総選挙において、有権者並びに政党その他の政治団体及び候補者に対し、次のことを強く要望します。

- 1 有権者は、国政における衆議院の果たす役割を十分認識し、政党その他の政治団体及び候補者の政見や政策を見極め、情実や私的な利害等にとらわれることなく、主権者として自覚ある投票をすること。
- 2 政党その他の政治団体及び候補者は、政見や政策を十分有権者に訴え、選挙のルールを遵守した正しい選挙運動を展開すること。
- 3 有権者並びに政党その他の政治団体及び候補者は、選挙の公正を害する行為を厳に慎み、買収、供応、寄附の強要等の悪質な選挙犯罪をはじめ、一切の選挙違反を排除し、明るくきれいな選挙の実現に努めること。

平成 29 年 10 月 10 日

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部
本部長 藤井克巳
(福岡県選挙管理委員会委員長)
本部員 山田賀規
(福岡地方検察庁検事正)
本部員 高木勇人
(福岡県警察本部長)
本部員 傍示文昭
(西日本新聞社編集局長)
本部員 伊藤重行
(福岡県明るい選挙推進協議会会长)
本部員 石原廣士
(福岡県都市選挙管理委員会連合会会长)

3. 事務日程表

この日程表は、第48回衆議院議員総選挙・第24回最高裁判所裁判官国民審査の事務執行の手続の中で、主要な事務を一覧表にしたものです。

主要事務日程表 <10月22日執行>

4. 第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業の実施について（通知）

このことについて、当委員会では、きれいな選挙の推進、投票参加の呼びかけ並びに選挙制度及び国民審査制度の周知を重点に、別紙計画書に基づき、各種の啓発事業を実施することとしております。

つきましては、貴委員会におかれましても、下記の事項に留意の上、地域の実情に即した有効かつ適切な啓発事業計画を作成し、その推進に鋭意努力されるようお願いします。

記

第1 重点事項

1 きれいな選挙の推進

他人等の意見に惑わされず、候補者等の主義・主張を十分見極めて、自覚ある投票をするように呼びかけること。

選挙の正しいルールを周知徹底させ、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるようすること。

2 投票参加の推進

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する最も重要で基本的な手段であり、投票することが主権者たる国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に不可欠であることを周知徹底すること。

また、近年、各種選挙において投票率が依然として低い水準にあることから、特に若年層の選挙に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、投票喚起に重点を置いた積極的な啓発を実施すること。

第2 実施事業

1 福岡県が行う事業

別紙1「第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業計画」のとおり。

2 市区町村が行う事業

各市区町村においては、効果的な事業計画を作成し、特に次の事業を重点的に実施することにより、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるとともに、選挙期日及び審査期日並びに選挙制度及び国民審査制度の周知を行うこと。

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) 街頭宣伝活動等による広報
- (3) チラシ等の啓発資材の配布
- (4) ポスター等の掲示及び広告塔、横断幕等の掲出
- (5) 広報誌紙・広報番組・府内放送等による広報
- (6) バス等の交通機関への広告の掲出
- (7) 選挙関連情報のホームページへの掲載

- (8) 有線放送・ケーブルテレビによる呼びかけ等、地域の実情に即した事業による広報

第3 啓発標語（県）

今回の選挙において当委員会が使用する啓発標語は、次のとおりである。

なお、啓発効果をより高めるため、各市区町村における啓発事業の実施に当たっては、できる限り当委員会の標語と同一のものを使用することが望ましいこと。

<標語>

「**大切な あなたの一票 届けよう**」

第4 啓発用物資

- 1 当委員会及び総務省が作成する啓発用物資については、次のとおり各区市町村への送付を予定しているものであること。

啓発用物資名	送付予定日	備考（配布数等）
広報車用テープ又はCD-R	10月7日 (物資宅配)	「期日前用」と「投票日当日用」2種要望数を配布
啓発ポスター(県) (B1 縦、B2 縦、B3 横)	10月6日 (業者直送)	B1:5~20部 B2:5~50部 B3:10部~350部 程度 要望数を配布
懸垂幕	10月11日頃 (業者直送)	各市区町村庁舎及び支所 各1本ずつ (希望がなかった支所等を除く)
啓発ポスター(国) 啓発リーフレット (国)	10月15日	※県選管経由 (ポスター) 市区 B1:10枚 A2:200枚 町村 A2:100枚 (リーフレット) 市区:200枚、町村: 100枚 (一部市区を除く。)
啓発チラシ (B4)	10月15日 (公報配布)	500部梱包 要望数を配布

2 啓発用物資の利用について

- (1) 啓発用物資は、基本的に公示日以降に使用すること。
- (2) 広報車用テープ並びにCD-Rについては、広報車を効果的に巡回させることにより、広く選挙期日及び審査期日の周知が図られるよう努めること。
- (3) ポスターについては、各市区町村の庁舎、公共施設、繁華街等の選挙人の目につきやすい場所に掲出する等、適宜行うこと。
- (4) 懸垂幕については、各市区町村の本庁舎、支所等に掲出すること。

(5) チラシについては、各世帯や公共施設等への配布のほか、街頭啓発等の啓発イベントでの配布等に活用すること。

(参考)

県から大学等へのポスターの送付先（予定）

大学（国立、公立、私立）、短大、国立高専、高校（県立、市町村組合立、私立）、特別支援学校（県立、市町村立）、中等教育学校

5. 臨時啓発事業の概要

	事業の種類	事業の概要	実施期間
1	懸垂幕の掲出による啓発	選挙期日等を記載した懸垂幕を県及び市区町村庁舎に掲出。	平成29年10月10日～10月22日
2	啓発チラシの作製・配布	啓発チラシを作製し、各世帯等に配布。	平成29年10月15日 選挙公報と併せて 各市区町村へ配付
3	ポスター掲示による啓発	選挙期日・啓発標語等を記載したポスターを鉄道の主要駅及び県・市区町村の庁舎内等に掲示	平成29年10月10日～10月22日 各市区町村へ配付
4	アナウンスによる啓発	市区町村で使用する広報車用啓発テープ及びCD-Rを作成し配布。	平成29年10月10日～10月22日
		各駅構内及び百貨店でのアナウンスを実施。	平成29年10月11日～10月22日
		県庁舎及び各総合庁舎でのアナウンスを実施。	平成29年10月11日～10月22日
5	市に対する委託事業	市への臨時啓発事業を委託	
6	小選挙区区割り改定に係る啓発	街頭サンプリングやアドバイシクルによる啓発を実施	平成29年10月18日、19日、20日
7	インターネットによる啓発	Yahoo!JAPANバナー広告による啓発を実施	平成29年10月10日～10月22日
8	交通広告による啓発	JR、福岡市営地下鉄、西鉄、北九州モノレール、甘木鉄道、筑豊電気鉄道、平成筑豊鉄道、西鉄バス（北九州市及び福岡市都市部）の車内広告による啓発を実施	平成29年10月16日～10月22日
9	サンプリングによる啓発	県内主要地域において、啓発チラシの配布を実施	平成29年10月14日、15日、21日
10	アドバイシクルによる啓発	アドバイシクルによる巡回啓発を実施	平成29年10月14日、15日、20日
11	コンビニエンスストアでの啓発	県下全域のコンビニ（ローソン及びファミリーマート）のPOSレジを使用した啓発を実施	平成29年10月10日～10月21日
12	県広報媒体利用による啓発	県の広報媒体を活用した広報の実施。 (ラジオ、ホームページ)	平成29年10月10日～10月22日
13	新聞広告による啓発	選挙期日の当日、主要5紙に広告（3段1／2）を掲載。 (朝日、西日本、毎日、読売、日経)	平成29年10月22日
14	若年層に対する啓発	県内各地区の大学で啓発チラシの配布を実施	平成29年10月18日、19日、20日

6. 選舉當日有權者見込數に関する調

(1) 小選挙区(国内・在外合計) 1／11

(1) 小選挙区（国内・在外合計） 2 / 11

(1) 小選挙区（国内・在外合計） 3／11

市 区町村名 当日有権者見込数(国内)
(e) (E) 当日有権者見込数(在外)

(1) 小選挙区(国内・在外合計) 4 / 11

市 区 町 村 名	(e) 当日有権者見込数(国内)			(E) 当日有権者見込数(在外)			(X) 当日有権者見込数(合計)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
(第4区)									
宗像市	31,628	42,597	80,225	24	45	69	37,652	42,642	80,294
古賀市	22,626	25,340	47,966	9	16	25	22,635	25,356	47,991
福津市	23,573	27,603	51,176	15	18	33	23,588	27,621	51,209
宇美町	14,585	15,803	30,388	6	5	11	14,591	15,808	30,399
篠栗町	12,193	13,236	25,429	7	8	15	12,200	13,244	25,444
志免町	17,196	19,085	36,281	5	5	10	17,201	19,090	36,291
須恵町	10,737	11,541	22,278	2	6	8	10,739	11,547	22,286
新宮町	11,661	12,626	24,287	4	12	16	11,665	12,638	24,303
久山町	3,269	3,633	6,902	4	7	11	3,273	3,640	6,913
粕屋町	17,766	18,541	36,307	4	10	14	17,770	18,551	36,321
* 糟屋郡 計	87,407	94,465	181,872	32	53	85	87,439	94,518	181,957
* 4 区市部 計	83,827	95,540	179,367	48	79	127	83,875	95,619	179,494
* 4 区郡部 計	87,407	94,465	181,872	32	53	85	87,439	94,518	181,957
* 4 区 計	171,234	190,005	361,239	80	132	212	171,314	190,137	361,451

- 184 -

(1) 小選挙区(国内・在外合計) 5 / 11

市 区 町 村 名	当 日 有 権 者 見 込 数 (国 内) (e)				当 日 有 権 者 見 込 数 (在 外) (E)				当 日 有 権 者 見 込 数 (合 計) (X)					
	男		女		計		男		女		計			
	(第5区)	南区(5区)	11,622	13,456	25,078	5	6	11	39,747	44,811	84,558	14	24	38
筑紫野市														
春日市			43,064	47,404	90,468	9	28	37						
大野城市			38,190	42,504	80,694	15	18	33						
太宰府市			27,668	31,131	58,799	16	23	39						
朝倉市			21,275	24,445	45,720	38	47	85						
那珂川町			19,074	20,802	39,876	2	13	15						
* 筑紫郡 計			19,074	20,802	39,876	2	13	15						
筑前町			11,530	12,931	24,461	10	8	18						
東峰村				877	1,053	1,930	0	1	1					
* 朝倉郡 計			12,407	13,984	26,391	10	9	19						
* 5区市部 計			181,566	203,751	385,317	97	146	243						
* 5区郡部 計			31,481	34,786	66,267	12	22	34						
* 5区 計			213,047	238,537	451,584	109	168	277						

- 185 -

(1) 小選挙区(国内・在外合計) 6／11

市 区 町 村 名	当日有権者見込数(国内)			当日有権者見込数(在外)			当日有権者見込数(合計) (X) (X)=(e)+(E)
	男	女	計	男	女	計	
(第6区)							
久留米市	116,996	133,646	250,642	122	166	288	
大川市	14,167	15,933	30,100	2	7	9	
小郡市	22,567	25,692	48,259	17	20	37	
うきは市	11,389	13,572	25,471	38	49	87	
大刀洗町	6,017	6,645	12,662	21	18	39	
* 三井郡 計	6,017	6,645	12,662	21	18	39	
大木町	5,434	6,140	11,574	2	3	5	
* 三潴郡 計	5,434	6,140	11,574	2	3	5	
* 6 区市部 計	165,629	188,843	354,472	179	242	421	
* 6 区郡部 計	11,451	12,785	24,236	23	21	44	
* 6 区 計	177,080	201,628	378,708	202	263	465	
							177,282
							201,891
							379,173

県 計	1,973,037	2,251,886	4,224,923	1,095	1,709	2,804	
							1,974,132
							2,253,595
							4,227,727

(1) 小選挙区（国内・在外合計） 7 / 11

(1) 小選挙区(国内・在外合計) 8/11

市 区 町 村 名	当日有権者見込数(国内)				当日有権者見込数(在外)				当日有権者見込数(合計)			
	男	女	計	(E)	男	女	計	(E)	男	女	計	(X)
(第8区)												
直方市	21,926	25,700	47,626	10	17	27			21,936	25,717	47,653	
飯塚市	50,317	57,840	108,157	36	44	80			50,353	57,884	108,237	
中間市	16,707	19,903	36,610	7	11	18			16,714	19,914	36,628	
宮若市	11,161	12,683	23,844	2	13	15			11,163	12,696	23,859	
嘉麻市	15,315	18,176	33,491	20	30	50			15,335	18,206	33,541	
芦屋町	5,756	6,066	11,822	1	1	2			5,757	6,067	11,824	
水巻町	11,314	13,065	24,379	2	7	9			11,316	13,072	24,388	
岡垣町	12,328	14,288	26,616	5	10	15			12,333	14,298	26,631	
遠賀町	7,627	8,591	16,218	4	5	9			7,631	8,596	16,227	
*遠賀郡 計	37,025	42,010	79,035	12	23	35			37,037	42,033	79,070	
小竹町	3,187	3,654	6,841	2	1	3			3,189	3,655	6,844	
鞍手町	6,559	7,442	14,001	4	5	9			6,563	7,447	14,010	
*鞍手郡 計	9,746	11,096	20,842	6	6	12			9,752	11,102	20,854	
桂川町	5,340	6,249	11,589	9	12	21			5,349	6,261	11,610	
*嘉穂郡 計	5,340	6,249	11,589	9	12	21			5,349	6,261	11,610	
*8区市部 計	115,426	134,302	249,728	75	115	190			115,501	134,417	249,918	
*8区郡部 計	52,111	59,355	111,466	27	41	68			52,138	59,396	111,534	
*8区 計	167,537	193,657	361,194	102	156	258			167,639	193,813	361,452	
県 計	1,973,037	2,251,886	4,224,923	1,095	1,709	2,804						1,974,132
												2,253,595
												4,227,727

(1) 小選挙区(国内・在外合計) 9／11

(1) 小選挙区（国内・在外合計） 10 / 11

(1) 小選挙区(国内・在外合計) 111／111

市 区 町 村 名	当日有権者見込数(国内) (e)				当日有権者見込数(在外) (E)				当日有権者見込数(合計) (X)			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
(第11区)												
田川市	18,471	22,087	40,558	13	16	29				18,484	22,103	40,587
行橋市	28,586	31,966	60,552	16	19	35				28,602	31,985	60,587
豊前市	10,180	11,804	21,984	6	8	14				10,186	11,812	21,998
香春町	4,440	5,227	9,667	2	4	6				4,442	5,231	9,673
添田町	4,121	4,787	8,908	4	3	7				4,125	4,790	8,915
糸田町	3,589	4,164	7,753	3	2	5				3,592	4,166	7,758
川崎町	6,632	7,895	14,527	5	5	10				6,637	7,900	14,537
大庄町	2,037	2,417	4,454	2	3	5				2,039	2,420	4,459
赤村	1,303	1,475	2,778	2	2	4				1,305	1,477	2,782
福智町	9,043	10,387	19,430	11	5	16				9,054	10,392	19,446
* 田川郡 計	31,165	36,352	67,517	29	24	53				31,194	36,376	67,570
荒田町	14,820	14,759	29,579	1	5	6				14,821	14,764	29,585
みやこ町	8,105	9,292	17,397	13	13	26				8,118	9,305	17,423
* 京都郡 計	22,925	24,051	46,976	14	18	32				22,939	24,069	47,008
吉富町	2,638	3,006	5,644	2	1	3				2,640	3,007	5,647
上毛町	3,007	3,437	6,444	0	1	1				3,007	3,438	6,445
築上町	7,621	8,252	15,873	8	8	16				7,629	8,260	15,889
* 築上郡 計	13,266	14,695	27,961	10	10	20				13,276	14,705	27,981
* 11区市部計	57,237	65,857	123,094	35	43	78				57,272	65,900	123,172
* 11区南部計	61,356	75,098	142,454	53	52	105				67,409	75,150	142,559
* 11区 計	124,593	140,955	265,548	88	95	183				124,681	141,050	265,731
県 計	1,973,037	2,251,886	4,224,923	1,095	1,709	2,804						1,974,132
												2,253,595
												4,227,727

(2) 比例代表(国内・在外合計) 1 / 3

市 区 町 村 名	当 日 有 権 者 見 込 数 (国 内) (E)			当 日 有 権 者 見 込 数 (在 外) (E)			當 日 有 権 者 見 込 数 (合 計) (X) = (e) + (E)
	男	女	計	男	女	計	
門司区	38,719	46,900	85,619	17	31	48	
小倉北区	70,388	81,212	151,600	23	55	78	
小倉南区	82,971	93,045	176,016	26	42	68	
若松区	32,521	37,160	69,681	10	20	30	
八幡東区	26,711	31,437	58,148	20	28	48	
八幡西区	99,066	113,101	212,167	21	39	60	
戸畠区	23,445	26,106	49,551	10	20	30	
*東九州市 計	373,821	428,961	802,782	127	235	362	
東区	117,284	127,382	244,666	44	96	140	
博多区	90,288	98,309	188,597	47	58	105	
中央区	67,804	88,852	156,656	52	88	140	
南区 (2区)	85,300	100,722	186,022	37	78	115	
南区 (5区) 計	11,622	13,456	25,078	5	6	11	
*南区 計	96,922	114,178	211,100	42	84	126	
城南区 (2区)	42,186	48,992	91,178	28	39	67	
城南区 (3区) 計	5,387	5,833	11,220	2	5	7	
*城南区 計	47,573	54,825	102,398	30	44	74	
早良区	81,545	94,117	175,662	43	69	112	
西区	77,563	88,086	165,649	26	49	75	
*福岡市 計	578,979	665,749	1,244,728	284	488	772	
大牟田市	45,431	54,795	100,226	30	38	68	
久留米市	116,996	133,646	250,642	122	166	288	
直方市	21,926	25,700	47,626	10	17	27	
飯塚市	50,317	57,840	108,157	36	44	80	
田川市	18,471	22,087	40,558	13	16	29	
柳川市	26,466	30,406	56,872	9	29	38	
八女市	25,642	29,446	55,088	30	34	64	
筑後市	18,995	21,114	40,109	6	12	18	
大川市	14,167	15,933	30,100	2	7	9	
行橋市	28,586	31,966	60,552	16	19	35	
豊前市	10,180	11,804	21,984	6	8	14	
中間市	16,707	19,903	36,610	7	11	18	
小郡市	22,567	25,692	48,259	17	20	37	
筑紫野市	39,747	44,811	84,558	14	24	38	
春日市	43,064	47,404	90,468	9	28	37	
大野城市	38,190	42,504	80,694	15	18	33	
宗像市	37,628	42,597	80,225	24	45	69	
太宰府市	27,668	31,131	58,799	16	23	39	
古賀市	22,626	25,340	47,966	9	16	25	
福津市	23,573	27,603	51,176	15	18	33	
うきは市	11,899	13,572	25,471	38	49	87	
宮若市	11,161	12,683	23,844	2	13	15	
嘉麻市	15,315	18,176	33,491	20	30	50	
市 部 計	1,715,445	1,966,970	3,682,415	947	1,510	2,457	
都 部 計	257,592	284,916	542,508	148	199	347	
県 計	1,973,037	2,251,886	4,224,923	1,095	1,709	2,804	
							1,716,392 1,968,480 3,684,872
							257,740 285,115 542,855
							1,974,132 2,253,595 4,227,727

(2) 比例代表(国内・在外合計)

2 / 3

市 区 町 村 名	当 日 有 権 者 見 込 数 (国 内)			当 日 有 権 者 見 込 数 (在 外)			當 日 有 権 者 見 込 数 (合 計) (X)=(e)+(E)
	男	女	計	男	女	計	
朝倉市	21,275	24,445	45,720	38	47	85	
みやま市	15,108	17,576	32,684	8	16	24	
糸島市	38,940	44,086	83,026	24	39	63	
那珂川町	19,074	20,802	39,876	2	13	15	
*筑紫郡 計	19,074	20,802	39,876	2	13	15	
宇美町	14,585	15,803	30,388	6	5	11	
篠栗町	12,193	13,236	25,429	7	8	15	
志免町	17,196	19,085	36,281	5	10	15	
須恵町	10,737	11,541	22,278	2	6	8	
新宮町	11,661	12,626	24,287	4	12	16	
久山町	3,269	3,633	6,902	4	7	11	
粕屋郡 計	17,766	18,541	36,307	4	10	14	
芦屋町	87,407	94,465	181,872	32	53	85	
水巻町	5,756	6,066	11,822	1	1	2	
岡垣町	11,314	13,065	24,379	2	7	9	
遠賀町	12,328	14,288	26,616	5	10	15	
*遠賀郡 計	7,627	8,591	16,218	4	5	9	
小竹町	3,187	3,654	6,841	2	1	3	
鞍手町	6,559	7,442	14,001	4	5	9	
*鞍手郡 計	9,746	11,096	20,842	6	6	12	
桂川町	5,340	6,249	11,589	9	12	21	
*嘉穂郡 計	5,340	6,249	11,589	9	12	21	
筑前町	11,530	12,931	24,461	10	8	18	
東峰村	877	1,053	1,930	0	1	1	
*朝倉郡 計	12,407	13,984	26,391	10	9	19	
大刀洗町	6,017	6,645	12,662	21	18	39	
*三井郡 計	6,017	6,645	12,662	21	18	39	
大木町	5,434	6,140	11,574	2	3	5	
*三潴郡 計	5,434	6,140	11,574	2	3	5	
広川町	7,786	8,427	16,213	1	10	11	
*八女郡 計	7,786	8,427	16,213	1	10	11	
香春町	4,440	5,227	9,667	2	4	6	
添田町	4,121	4,787	8,908	4	3	7	
糸田町	3,589	4,164	7,753	3	2	5	
川崎町	6,632	7,895	14,527	5	5	10	
大任町	2,037	2,417	4,454	2	3	5	
赤村	1,303	1,475	2,778	2	2	4	
福智町	9,043	10,387	19,430	11	5	16	
*田川郡 計	31,165	36,352	67,517	29	24	53	
苅田町	14,820	14,759	29,579	1	5	6	
みやこ町	8,105	9,292	17,397	13	13	26	
*京都郡 計	22,925	24,051	46,976	14	18	32	
							22,939
							24,069
							47,008

市 部 部	計	1,715,445	1,966,970	3,682,415	947	1,510	2,457	
郡 郡	計	257,592	284,916	542,508	148	199	347	
県 県	計	1,973,037	2,251,886	4,224,923	1,095	1,709	2,804	
								1,716,392
								1,968,480
								3,684,872
								257,740
								285,115
								542,855
								1,974,132
								2,253,595
								4,227,727

(2) 比例代表(国内・在外合計) 3 / 3

当日有権者見込数(国内) 当日有権者見込数(在外)
(E)